

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
1							全般	2026年6月16日付にて内閣府より基本方針等の修正について公表をされております。本修正により透明性を確保すれば事業契約を変更することが可能なようになっております。この基本方針にのっとり、事業者採択以降においても変更は可能であるという認識で間違いありませんでしょうか。	事業契約締結後の契約変更を一律に否定するものではありません。しかしながら、落札者決定から事業契約の締結までにおいては、契約条件の変更は行いません。
2							全般	契約書における「合理的」の使用について 本事業の円滑な遂行に向け、契約書の内容について以下の通り質問および提案をさせていただきます。 1. 「合理的」という用語の使用に関する見解 本契約書において、「合理的」という用語が120条中の48箇所という極めて高頻度で使用されております。一般的に、この言葉は法的文脈では「社会通念上、客観的に見て妥当であること」を指し、その判断には「客観的妥当性」「手段の必要性と相当性」「恣意性の排除」といった要素が求められるものと理解しております。しかしながら、個別の業務や費用負担を規定すべき契約書において、本用語を調整弁として多用することは、契約の根幹である「予見可能性」を著しく損なう懸念があるものと考えております。特にPFI事業のように、長期かつ高額な資金計画を伴う事業において、判断基準が曖昧なままでは、将来的に双方にとって不要な協議コストが発生し、事業の安定性を阻害する要因となりがねないものと懸念しております。 2. PFIガイドラインの趣旨との整合性について 国（内閣府）のPFIガイドラインで示されている「合理的」という言葉は、契約の作成段階において「リスク分担を明確化するための客観的かつ明確な条文を作成せよ」という設計思想に基づくものと理解しております。したがって、条文の中にこの用語を多用して事後の解釈に委ねることは、ガイドラインが求めている「透明性および公平性の確保」という趣旨とは異なるものと考えております。 3. 定義の具体的な設定のお願い 上記リスクを回避し、公的事业として適正かつ透明性の高い契約を構築するため、契約書の定義条項において「合理的」の解釈指針を明記していただくことを提案いたします。全てを明文化することが困難な場合であっても、文脈に応じて以下の「機能別の判断基準」を設けていただくことで、予見可能性を担保できるものと考えております。 本契約における「合理的」とは、文脈に応じて以下の判断基準により判断するものとしていただきたく存じます。 1. 費用・損害・期間に関する事項の場合本事業の当初計画（基本協定書、入札図書、事業契約書）に定められた算定根拠、または当該時点における市場実勢価格（見積比較等）に基づき、客観的に妥当と認められる範囲としていただきたく存じます。 2. 発注者の判断・承諾・裁量に関する事項の場合発注者が裁量を行使する際は、その技術的・経済的根拠を文書で明示していただくこと。発注者の判断は、本社様書および関連法規の要求事項への適合性という客観的事実に基づくものとしていただきたく存じます。 3. 推測・見込み・説明に関する事項の場合現在開示されているデータ、および受注者が通常かつ善管注意義務をもって収集し得る公的データに基づき、論理的に導き出された内容としていただきたく存じます。 貴県におかれましても、本事業の円滑な進捗と透明性確保のため、上記提案を前向きにご検討いただけますと幸いです。	事業契約書（案）のとおりとします。
3	3	第1章		第8条			許認可、届出等	第8条（許認可等）について 第8条第1項においては、義務履行に必要な手続きについて、「取得・維持すべき許認可」および「提出すべき届出」と整理されており、許認可には継続的な「維持」の義務がある一方、届出については「提出」を以てその責務が完結すると明確に区分されていると認識しております。一方、同条第3項（及び第4項）の協力義務の範囲については、「許認可の取得、届出及びその維持等」と記載されております。この記載について、以下の通り解釈して差し支えないかご確認をお願いいたします。 1. 第3項（及び第4項）における「その維持等」という文言は、文理上、第1項の定義に従い「許認可の維持」を指しており、「届出」については「提出」をもって協力義務が完了するという理解でよろしいでしょうか。 2. もし「届出」についても継続的な「維持（管理・更新・変更届の提出等）」が協力義務の範囲に含まれるという意図であれば、具体的にどのような業務を想定されているのか、その範囲や定義をご教示いただけますでしょうか。	1 事業契約書（案）に記載のとおりです。 2 1のとおりです。
4	5 40	第1章 第13章		第11条 第116条	第2項 第1項		責任の負担 請求、通知等の様式 その他	第11条第2項と第116条第1項で、「勧告」の用語が使用されておりますが、その他の条文では使用されていないため、削除をご検討いただけないでしょうか。 「承認」は、SPCを設立して事業を履行する場合に限定される点を踏まえて、加筆をご検討いただけますでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
5	5	第1章		第12条	第4項		臨機の措置	第12条第4項における『通常な管理行為を超えるもの』の判断基準および、費用負担における『合理的な範囲』について、以下の点をご教示ください。 1. 『通常な管理行為』の具体例：建設・運営事業において、災害防止のために当然行うべきとみなされる『通常な管理行為』の範囲について、ガイドラインや事前の想定はありますか。 2. 協議のプロセス：臨機の措置が必要となった際、発注者と受注者で合意形成を行うための具体的なフロー（協議の期限や、意見が対立した場合の判断プロセスなど）は、別途定める予定はありますか。 3. 協力要請の範囲：第3項の『災害対応等に関し発注者が実施又は要請する事項』について、建設工事の施工管理の範囲を超えるような、市場施設全体の運営・維持管理に係る緊急支援等も含まれるのでしょうか。	1 ありません。 2 必要に応じて定める可能性があります。 3 原則として含まれません。
6	5	第1章		第13条			一般的損害	第13条（一般的損害）における「本事業の目的を達成する前」について 本事業契約書第13条において「本事業の目的を達成する前」と規定されておりますが、本事業は設計・施工一括発注（DB方式）のPFI事業であり、契約上の責任範囲を明確に定義しておくことが、損害賠償リスクの評価およびそれに伴う保険手配の適正化のために極めて重要であると認識しております。つきましては、本条項における「本事業の目的を達成する」時点が、以下のどの時点を目指すものとして解釈すべきか、ご教示いただけますでしょうか。 1. 新施設の建設工事が完了し、県による竣工検査に合格し、引き渡し完了した時点 2. 新施設での市場業務が開始される（供用開始）時点 3. その他（具体的にご指定ください） また、もし「本事業の目的」が、単一の時点ではなく、事業の進捗段階に応じた複数のマイルストーンを包含する概念である場合、その旨も併せてご教示いただけますと幸いです。	事業の進捗段階に応じた本段階的な引渡し、供用開始ではなく、全ての事業が完了する最終的な事業完了および発注者への引渡し完了時を示します。ただし、契約不適合責任の責任期間を含みます。
7	5	第1章		第13条			一般的損害	第13条（一般的損害）における「発注者の責めに帰すべき事由」について 本事業は設計・施工一括発注（DB方式）であり、設計・施工の両面において受注者が責任を負うものと認識しております。一方で、事業契約書第13条において「発注者の責めに帰すべき事由」により生じた損害は発注者が負担すると規定されております。DB方式における設計業務の特性を鑑み、提案書の作成およびリスク見積り等の適正化のため、以下のケースにおいて「発注者の責めに帰すべき事由」として扱われるか、あるいは検討の対象となるかをご教示ください。 1. 要求水準書における記述の矛盾・欠落：要求水準書の内容が相互に矛盾している、あるいは市場としての機能を果たすために必須であるにもかかわらず要求水準書に記載がなかった事項について、県からの指示により設計変更が生じ、その結果として損害が発生した場合。 2. 県の承認プロセスにおける遅延：契約図書等に定められた期間内に県が設計図書等の承諾・合意を行わず、その遅延が直接的原因となって、工事工程の遅延や損害が発生した場合。 3. 提供資料と実地調査の乖離：県から提供された参考資料（地質調査結果や既存建物図面等）と実際の現場状況に重大な乖離があり、その対応のために追加的な設計・工事コストが発生した場合。 上記に限らず、本条項における「発注者の責めに帰すべき事由」の範囲について、貴県として基本的な考え方や解釈基準があればお示しいただけますでしょうか。	1から3のいずれも原則として「発注者の責めに帰すべき事由」に該当しますが、実際に発生した場合は、個別の事情により判断します。また、損害の帰責判断については、個別の事実関係に基づいて、発注者・受注者間で協議します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
8	5	第1章		第13条			一般的損害	本事業はDB一括契約ですが、第13条の「事業の履行に関して生じた損害」において、発注者が提示した要求水準書や基本方針の内容に不備・誤りがあったために生じた手戻りや設計変更等の損害についてお伺いします。 要求水準書の記載内容と整合しない設計を行ったために生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由（第13条但書）として、発注者負担となるという理解でよろしいでしょうか。	発注者が提示した要求水準書や基本方針の内容に不備・誤りがあった場合は、受注者が第19条の通知義務を適切に履行すれば、「発注者の責めに帰すべき事由」に該当します。 「要求水準書の記載内容と整合しない設計を行ったために生じた損害」は、要求水準書の記載内容に不備・誤りがなければ、「受注者の責に帰すべき事由」に該当します。
9	5	第1章		第13条			一般的損害	第13条「本事業の目的を達成する」について 本事業は施設完成・引渡しをもって完了するBT方式ですが、第13条の『本事業の目的を達成する前』とは、具体的に『引渡し完了時』を指すものと理解してよろしいでしょうか。開場準備期間や、県側の都合による引渡し後の期間を含まないことを確認させてください。	No.6のとおりです。
10	6	第1章		第14条			第三者に生じた損害	本契約第14条において、施工に伴う第三者への損害賠償責任が規定されています。一方で、公共工事標準請負契約約款（第29条第2項）では、「通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき」は、受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くした限りにおいて発注者が負担する旨が規定されています。本事業は、市場の操業を継続しながらの近接施工であり、長期かつ複雑な工程を要します。細心の注意を払ったとしても、工事特性上、不可避免的に発生する振動や騒音等の影響をゼロにすることは困難です。つきましては、リスクの公平な分担の観点から、公共工事標準請負契約約款第29条第2項に準じ、「受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くした上での不可避な損害」について、本契約においても発注者の負担とする（または協議対象とする）旨の条文追加・修正を検討していただくことは可能でしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、発注者の責めや不可抗力に起因する損害については事業契約に基づき適切に対応します。
11	6	第1章		第14条			第三者に生じた損害	第14条と瑕疵担保責任（契約不適合責任）について 第14条の『履行した結果、第三者に損害が発生したとき』について、これは引渡し後の民法上の契約不適合責任（契約不適合の補修や損害賠償）とは別個に適用される、広範な賠償責任を想定されているのでしょうか。契約不適合責任の範囲外の損害まで無期限に受注者が負う趣旨であれば、保険料等の算定のため、その範囲を明確に定義していただく存じます。	事業契約書（案）に記載のとおりです。 なお、第14条は、受注者の行為により第三者に損害が生じた場合の規定です。契約不適合責任は、発注者に対する責任です。第14条と契約不適合責任は、それぞれ独立して適用されます。
12	6	第2章		第16条 第17条 第18条			本事業用地の使用 本事業用地の明渡し 本事業用地の契約不適合責任	本事業用地および境界不確定箇所等にかかる責任分界について 本事業はPFI・設計施工一括（DB）方式であり、民間の創意工夫とリスク負担を前提としておりますが、公共工事の請負契約における大原則として、発注者が「施工可能な状態の用地」を確保・提供する責任を負うべき（公共工事標準請負契約約款第16条の趣旨）と考えます。現状の契約条項および要求水準書の内容と、実際の現場条件との間に重大な懸念がございますため、以下の通り、各条文に関連するご見解を伺います。 1. 本事業用地の使用および施工権原について（第16条・第17条関連）要求水準書記載の水路改修計画は、本事業用地外の民地を使用することが前提となっています。標準約款第16条の精神に則り、当該用地の確保（地権者との一時使用・借地契約等の権原取得）は、発注者である貴県の責務であると考えますが、貴県のご見解を伺います。万が一、受注者が交渉主体となる場合であっても、地権者の承諾が得られないことによる工期遅延等のリスクは、用地の権利関係に起因する外部要因として、貴県にご負担いただくという整理でよろしいでしょうか。 2. 用地境界不確定箇所における設計前提と責任の帰属（第18条関連）用地境界が未確定であり、今後も確定予定がないとの説明を承知しております。本事業の遂行にあたり、貴県作成の図面を唯一の前提として施工を行います。境界線が後日法的に異なること判明し、越境や権利侵害等の第三者紛争が生じた場合、当該事態は「発注者が提供した設計前提（図面）の不適合」に準ずるものとして、是正に要する費用および工期への影響は貴県と協議の上、ご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。 3. 標準約款の基本的な考え方の尊重と本契約の適用について本契約はPFI・DB方式の特性を考慮されたものと理解しておりますが、用地に起因する法的リスク（境界や権原など、施工者の技術的努力では解決困難な事象）については、標準約款等の公共工事における適正なリスク分担の原則も尊重しながら、柔軟に協議できる枠組みが必要と考えます。本契約において、こうした受注者の予見可能性を超えたトラブルが発生した際、貴県とはどのように連携し、リスクを分担していくのか、貴県のお考えをご教示ください。	1 事業契約書（案）第16条に記載のとおりです。 2 お見込みのとおりです。ただし、実際の事業における責任帰属は、個別の事情により判断します。 3 事業契約に基づき適切に対応します。
13	6	第2章		第18条			本事業用地の契約不適合責任	（本事業用地の契約不適合責任）について、要求水準書において発注者の負担であることを明示した場合とあるが、具体的に、要求水準書のどの部分の記載か、ご教示願います。	記載はありません。
14	7 8	第3章	第1節	第20条 第21条	第2項 第2項		発注者の請求による 要求水準書の変更 受注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第2項および第21条第2項に定める14日間の協議期間について、業務内容の変更が広範囲かつ複雑に及ぶ場合など、事実関係の調査や精査に相当の時間を要すると判断される場合には、双方の合意により協議期間を延長することは可能でしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	事業契約書（案）に記載のとおりです。
15	7	第3章	第1節	第20条	第2項 第3項		発注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第2項および第3項の冒頭において、『前項、前条第2項又は前条第3項』および『第1項、前条第2項若しくは前条第3項』と記載があり、接続詞の表現が異なっております。これらは実質的に同一の通知対象を指していると理解しておりますが、接続詞の使い分けに法的な意図や差異はございますでしょうか。特に意図がない場合、記載を統一する必要があると考えておりますがいかがでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
16	7	第3章	第1節	第20条	第2項 第3項		発注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第2項および第3項の起算点について 同条第2項では「通知を受けたとき」を起算点としていますが、第3項では「通知の日から」と記載されており、起算点の定義が異なります。 1. 本記載において、第3項の「通知の日」とは「発注者が通知を発信した日」を指すのか、あるいは第2項と整合させ「受注者が通知を受領した日」と解釈すべきでしょうか。 2. 万が一、発信日と到達日の間で期間の解釈に齟齬が生じた場合、受注者の協議期間が不当に短縮される懸念がございます。実務上の混乱を避けるため、第2項と同様に「通知を受けた日」から起算する旨に統一すべきと考えますが、見解をご教示ください。	「通知の日」とは「通知が到達した日」を指します。
17	7	第3章	第1節	第20条	第2項 第3項		発注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第2項および第3項の関係性について 第20条第2項にて受注者の協議義務が課されている一方で、第3項では、協議が調わない場合においても発注者が一方的に変更を決定できる旨が規定されています。 協議が調わない場合と、通知を怠った場合が同一の法的帰結（発注者による一方的な変更）となる点は、第2項に定める「協議義務」の趣旨に照らして非常に重い結果をもたらすと懸念いたします。協議を誠実に行ったにもかかわらず合意に至らなかった場合、発注者が第3項に基づき決定を行うにあたっては、第2項の協議において受注者から提示された意見や合理的な根拠を十分に考慮し、検討を行った上で判断がなされるものと理解してよろしいでしょうか。ご見解を伺いたく存じます。	お見込みのとおりです。
18	7	第3章	第1節	第20条	第3項		発注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第3項について 第20条第3項において、発注者が要求水準書の変更を通知し、「必要があると認める」場合、事業期間又は契約代金の変更を決定することができるかとされています。本条項に基づき発注者が要求水準書の変更を「必要」と認めて変更を行う場合、それに伴い受注者に生じる合理的な費用増加や工期への影響については、第4項の規定と併せ、原則として事業期間又は契約代金の変更を行う前提であると解釈してよろしいでしょうか。ご見解を伺いたく存じます。	お見込みのとおりです。
19	7 8	第3章	第1節	第20条 第21条	第3項 第3項		発注者の請求による 要求水準書の変更 受注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第3項（及び第21条第3項）において、協議が調わない場合に発注者が事業期間又は契約代金を変更できる旨の規定がありますが、その際の変更金額等の算定にあたっては、どのような算出基準・根拠を用いる想定でしょうか。入札時の見積条件（単価等）を準用するのか、あるいは市場価格の変動を考慮するのか、その基本的な考え方をご教示ください。	現時点で個別具体的に示すことはできません。
20	8	第3章	第1節	第20条	第4項		発注者の請求による 要求水準書の変更	第20条第4項の但し書きにある『受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠ったとき』の判断基準について確認させていただきます。本事業において、受注者が通常求められる技術者としての善管注意義務を果たし、一般的な業界水準に従った管理を行っている場合、原則として『努力を怠っていない』と判断されるという理解でよろしいでしょうか。	個別の事情により判断します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
21	8	第3章	第1節	第20条 第21条	第5項 第4項		発注者の請求による 要求水準書の変更 受注者の請求による 要求水準書の変更	本事業は、設計・施工一括発注（DB）方式を採用しております。受注者は要求水準を満たす設計を行う責任を負っていると認識しておりますが、本契約案第20条第5項について、DB方式における責任分界点および業務運用の観点から、以下の点を確認させていただきます。 1. 要求水準書変更に伴う設計変更の義務と権利について要求水準書が変更された場合、当該要求を満たすために設計図書を変更することは、DB方式の受注者としての義務であると理解しております。本項における「必要があると認めるときは……（設計図書の）変更を求めることができる」という規定は、発注者が変更を求めない場合、受注者は設計図書を変更してはならない（あるいは変更する義務がない）ことを意味するものでしょうか。 2. 責任の所在について要求水準書が変更されたにもかかわらず、発注者から本項に基づく通知がなされない場合において、従前の設計図書のまま工事を遂行した結果、変更後の要求水準を満たせなくなった場合の責任は、どちらに帰属しますでしょうか。受注者が自律的に設計図書を修正し、要求水準を満たす対応をとることは、本契約において契約違反や権利の逸脱に当たらない旨をご教示ください。 3. （提案）条文的整理についてDB方式の特性に鑑み、本項は「発注者が設計変更を命令できる」という規定ではなく、「要求水準書の変更に伴い、受注者が設計図書を変更する場合、その内容を発注者に届け出る」といった、受注者の設計責任を尊重する記述に整理すべきではないかと考えますが、貴県のご見解をお聞かせください。	1 及び2 受注者は、要求水準書を満たすために設計図書を変更する義務を負っています。 3 事業契約書（案）のとおりとします。
22	8	第3章	第1節	第21条	第5項		受注者の請求による 要求水準書の変更	第21条第5項に基づき、受注者が新たな技術を提案し、それが採用された場合において、当該技術の適用により当初想定していなかった技術的課題やコスト増が発生した際の責任の所在について確認します。受注者が善管注意義務を尽くして技術選定・管理を行ったにもかかわらず発生した予見困難な事象については、発注者との協議により、費用負担等の対応を行っていただけたという理解でよろしいでしょうか。	個別の事情により判断します。
23	8	第3章	第1節	第21条	第5項		受注者の請求による 要求水準書の変更	第21条第5項「新たな技術の導入等に関する提案」における成果の取扱いについて、以下の点を確認させていただきます。受注者が新たな技術導入等により事業費用の削減を実現した場合、その成果の帰属および取り扱いに関して、貴県のお考えをご教示ください。 1. コスト削減分の取り扱いについて本項に基づく提案によって生じたコスト削減分については、原則としてすべて契約金額の減額調整として処理されるものと理解してよろしいでしょうか。それとも、提案の成果に応じて、受注者に対するインセンティブの付与や、削減分を一定割合で配分する「ゲインシェアリング（利益共有）」のような仕組みを想定されておりますでしょうか。 2. 提案に伴うリスクとインセンティブのバランスについて新たな技術の導入には、初期導入コストや不確実性といった相応のリスクが伴います。受注者がこれらのリスクを負担し、事業全体の効率化・最適化に寄与する提案を行った場合、その経済的メリットが発注者側のみへ帰属する仕組みであれば、受注者にとって積極的な技術提案を行う動機付けが困難になる懸念がございます。事業の長期的な最適化と効率化を推進するため、受注者の技術的工夫やリスク負担を適切に評価し、双方にメリットのある形で還元する運用方針や考え方がございましたら、併せてご教示ください。	1 原則としてすべて契約金額の減額調整として処理されます。 2 現時点において具体的な運用方針や考え方はありません。
24	8	第3章	第1節	第22条			要求水準の変更に伴う 費用の取扱	要求水準の変更に伴う契約金額の減額およびコスト最適化に関する確認事項について第22条では増加費用に関する規定が設けられておりますが、変更に伴う「費用の減少（契約金額の減額）」の取り扱いについて、以下の観点から確認させていただきます。 1. 契約金額調整の対称性について本条項に基づく変更により業務量や工数が削減され、費用が減少する場合、契約金額を減額調整するという理解で相違ないでしょうか。対称性（増額・減額ともに調整を行う）を担保するため、明文化等の検討をお願いしたく存じます。 2. 受注者の技術的工夫によるコスト削減の扱いについてDB方式における受注者の設計・施工の工夫（VE提案等）により、要求水準を満たしたまま事業費用が減少した場合、当該減少分は「受注者の合理的な利益」として帰属するものと理解しております。発注者の指示による業務削除（パターンA）と、受注者の技術的工夫による最適化（パターンB）をどのように峻別されるか、その評価方針をご教示ください。特に、後者のような「受注者の創意工夫によるコスト削減」を、契約金額の減額理由とはしない（受注者の利益とする）運用方針であるかを確認させていただきます。	1 相違ありません。なお、事業契約書（案）のとおりとします。 2 パターンA、Bのいずれに該当するかは個別の事情により判断します。
25	8	第3章	第1節	第22条		第1号	要求水準の変更に伴う 費用の取扱	1. 条文的整合性について第22条と第24条は、いずれも「発注者の責めに帰すべき事由」に基づき費用負担や措置を定める規定であり、両条における責任範囲の規定構造は整合すべきと考えますが、第24条においても同様の観点から当該文言が削除された経緯を鑑み、第22条についても整合を図るべきではないかと考えます。ご見解を伺います。 2. 契約上の定義の明確化について（以下、ご提示いただいた案の通り）当該条項の趣旨は、あくまで「発注者が負担すべき業務の範囲」を明確に定義することにあると認識しております。この「発注者の責務」を規定する枠組みの中に「受注者の責めに帰すべき事由」という対照的な概念を混在させることは、事象発生時の責任分界点を曖昧にし、後日の解釈の齟齬を招く懸念があります。発注者の責務に関する条項からは「受注者側の責任事由に関する除外規定」を削除し、発注者の責務の範囲を明確に規定すべきと考えます。 以上の理由により、第22条第1号の当該文言（「（受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）」）を削除する修正をご検討いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
26	8	第3章	第1節	第22条		第1号	要求水準の変更に伴う 費用の取扱	第22条第1号「発注者の指示又は請求」における責任分界点の確認同条第1号の「発注者の指示又は請求」におけるカッコ書き「受注者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く」の適用範囲について、以下の観点から確認させていただきます。 1. 判断基準の明確化「受注者の責めに帰すべき事由」に起因するか否かの判断基準について伺います。例えば、要求水準書に記載された事項について、貴県と受注者の解釈が相違し、貴県よりやり直しを指示された場合、これは「受注者の解釈の誤り（受注者の責）」とみなされるのでしょうか。それとも「要求水準書の記載の不明確さ（貴県の責）」とみなされるのでしょうか。 2. 事前協議の仕組み上記のような「指示がミスは正なのか、変更請求なのか」という判断が分かれる状況において、実務上、受注者が指示に従う前に協議・確定を行うためのプロセスや、その判断を行う第三者的な視点は設けられていますでしょうか。 3. （提案）除外規定の具体化将来的な紛争を避けるため、「受注者責めに帰すべき事由」とは具体的にどのような状態を指すのか（例：法令違反、明らかな設計上の瑕疵等）を、入札説明書等の質疑回答で補足・明文化いただくことは可能でしょうか。	1 個別の事情により判断します。 2 事業契約書（案）第118条に記載のとおりです。 3 具体的な事由を限定列挙することはできません。
27	8 9	第3章	第1節 第2節	第22条 第24条			要求水準の変更に伴う 費用の取扱 事業期間等の変更による 費用負担	第22条（要求水準の変更）と第24条（事業期間等の変更）の適用関係について用語の定義第23号において「要求水準」は「要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準」とされ、同定義第53号・54号により「基本設計図書」及び「実施設計図書」は「要求水準書別添資料16」に含まれるものと解されます。この定義に基づけば、設計図書の変更は「要求水準の変更」に該当するものと考えます。しかし、本事業契約案において、「設計図書の変更等」は第24条（事業期間等の変更）に明記されている一方、第22条（要求水準の変更）には明記されていません。以下の点について確認をお願いします。 1. 設計図書の変更は、「要求水準の変更（第22条）」の対象に含まれるとの理解で正しいか。それとも、設計図書の変更はあくまで「事業期間等の変更（第24条）」のみの対象として峻別されているのか。 2. 仮に設計図書の変更を伴う要求水準の変更が発生した場合、第22条と第24条はそれぞれどのように適用されるのか。費用精算および二期変更の観点から、手続きの順序または優先される条文について見解を求める。 3. 上記1および2に関し、契約書上上の解釈の齟齬を避けるため、要求水準の変更に伴う設計図書の変更については、第22条に基づき費用負担がなされる旨の明記をお願いします。	1 及び2 要求水準書の変更があれば第22条が適用され、要求水準書の変更を伴わない設計図書の変更があれば第24条及び第49条が適用されます。 3 事業契約書（案）に記載のとおりです。
28	8 9	第3章	第1節 第2節	第22条 第24条			要求水準の変更に伴う 費用の取扱 事業期間等の変更による 費用負担	第22条および第24条等において、「本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は発注者による変更」との記載がございます。しかし、用語の定義第25号において「入札説明書等」には「資料1要求水準書」が含まれるものと定義されております。 1. 定義に基づけば「入札説明書等」の中に「要求水準書」が含まれているため、条文中でこれらを並列に列挙することは冗長であり、かえって解釈の混乱を招く懸念があります。 2. 契約上の不備を網羅的に捉える観点からは、「本事業契約若しくは入札説明書等（要求水準書を含む。）の不備」のように整理すべきと考えますが、ご見解を伺います。	事業契約書（案）のとおりとします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
 ■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
29	7 8 9	第3章	第1節 第2節				要求水準書に関する変更 事業期間等に関する変更	「南側及び西側水路改修工事」の責任範囲および条文案解について 本事業における「水路改修工事」については、すでに発注者（県）側にて詳細設計が完了しており、その図面が提示されております。本工事箇所は、DB（設計・施工一括）事業である本契約の一般的な枠組みとは異なり、指定された設計図書に基づく施工であると理解しております。つきましては、契約書および要求水準書における責任分担の明確化のため、以下の通り確認をお願いいたします。 1.水路改修工事における設計図書の性格と責任の所在 水路改修工事箇所については、受注者が独自に設計を行うものではなく、県が提示した設計図書に基づき施工を行うものであると理解しています。 1.当該提示図書は、本契約第89条第13項に定める「発注者の指図」に該当するものと解釈してよろしいでしょうか。 2.上記に基づき、提示された図面に起因して生じた契約不適合（性能不足や施工不適合等）については、同項の規定により、受注者は契約不適合責任を負わず、発注者がその責任を負うものと理解してよろしいでしょうか。 3.また、提示図書自体に不備がある場合や、提示図書に基づく施工では要求水準を満たせないことが判明した場合、これは第22条および第24条に定める「要求水準書等の不備」に該当し、発注者の費用負担にて設計変更協議を行うものと理解してよろしいでしょうか。 2.設計および工事監理業務の責任範囲について 提示図書に基づく施工および工事監理にあたり、設計関連条文（第46条～第49条）および工事監理条文（第60条～第62条）の解釈を確認します。 1.当該水路改修箇所の図面については、受注者による「設計業務（第46条）」の対象範囲外であり、第48条に基づく提出書類においても「発注者提示の設計図書」として、受注者の設計瑕疵担保責任の対象外として取り扱うものと理解してよろしいでしょうか。 2.工事監理業務についても、あくまで「提示された設計図書に対する適合確認」に限定されるものと理解してよろしいでしょうか。設計図書自体の水利計算の妥当性や構造的安全性等の設計内容そのものに関する責任は、工事監理業務には含まれず、発注者が負うものであると解釈してよろしいでしょうか。 3.第61条第3項（工事監理者の損害負担）について、提示された設計図書に起因する施工上の不具合や、提示図書に基づく施工が不可能であると判明した場合に生じる増加費用・損害については、同項の「発注者の責めに帰すべき事由」に該当し、受注者が負担すべきものではないと理解してよろしいでしょうか。 3.施工業務および検査に関する確認事項 施工実施時および完成確認時の判断基準について確認します。 1.検査の判定基準（第59条）：完成確認（第59条第2項第2号）において不適合と判断されるのは「施工品質が提示図書と一致しない場合」であり、「図面通りに施工したが、図面自体の性能不足により要求水準を満たさない場合」は、第59条第4項の「手直し」の対象外とし、設計変更協議の対象とするものと理解してよろしいでしょうか。 2.調査の限界（第52条）：既存市場の運営を継続しながらの工事であり、過度な地盤調査や掘削調査は現実的に困難である。本条に基づく調査義務は「操業中の施設に影響を与えない範囲での調査」に限定されるものとし、操業維持を優先した調査結果と実際の地中条件に齟齬が生じた場合は、第52条第2項に基づき速やか協議を行うものと理解してよろしいでしょうか。 3.近隣対策等の責任（第53条）：市場運営だけでなく、提示設計に基づく施工が市場機能や周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。この際、「提示された設計図書に従って施工した結果」生じた騒音、振動、地下水等の影響については、第53条第5項の「発注者の責めに帰すべき事由（提示設計の不備）」に該当し、発注者負担にて解決を図るものと理解してよろしいでしょうか。	1. 水路改修工事における設計図書の性格と責任の所在について お見込みのとおりです。ただし、実際の事案における責任帰属は、個別の事情により判断します。 2. 設計および工事監理業務の責任範囲について 1 発注者が示した設計図書から変更がないのであれば、受注者の契約不適合責任の対象外です。ただし、実際の事案における責任帰属は、個別の事情により判断します。 2 及び3 発注者が示した設計図書から変更がないのであれば、お見込みのとおりです。ただし、実際の事案における責任帰属は、個別の事情により判断します。 3. 施工業務および検査に関する確認事項 1 発注者が示した設計図書から変更がないのであれば、お見込みのとおりです。 2 「操業中の施設に影響を与えない範囲での調査」のみに限定されるものではなく、第3条第3項に規定する調整を行う必要があります。そのうえで、第52条の規定によります。 3 個別の事情により判断します。
	14 15 16 17 18 19 20 21 27 28	第5章	第2節 第3節 第4節				設計業務 施工業務 工事監理業務 契約不適合責任		
30	9	第3章 第4章	第2節 第1節	第23条 第26条	第1項 第1項		事業期間等の変更 統括管理業務	第23条「事業期間等」の定義および第26条との整合性に関する確認 本事業の入札検討にあたり、契約書（案）の条文整合性について確認したく存じます。第23条および第26条の規定に関し、以下の点について見解をご教示ください。 1. 第23条第1項における列挙の論理および記述について同項において「事業期間若しくは統括管理業務又は各個別業務に係る業務期間」と記載がございます。法制執務上の「階層構造（大きい単位を『又は』、小さい単位を『若しくは』でつなぐ）」に照らしますと、現状の記述は構成が不自然に見受けられます。また、本項の目的が「期間」の変更手続きであるにもかかわらず、期間以外の属性である「統括管理業務」が期間と並列に列挙されており、論理構成の面で誤解を招く懸念がございます。 2. 第26条との整合性について第26条において「事業期間中、…統括管理業務を行う」と規定されており、統括管理業務の実施期間は事業期間と同一であると解釈しております。この定義に基づけば、「事業期間」と「統括管理業務に係る業務期間」は実質的に同一の期間を指すものと考えられます。そうであれば、第23条においてこれらを別個の項目として列挙している理由が不明瞭です。両者が常に同一期間を指すのであれば、実務上の混乱を避けるためにも、第23条の記述を「事業期間」へと集約すべきではないでしょうか。	「事業期間又は各個別業務に係る業務期間」に修正します。
31	10	第4章	第1節	第29条			履行報告	契約書第29条において、報告の根拠となる「本事業関連書類」には「入札提案書類」が含まれております。本条に基づく報告の対象は、提案書類に記載された全事項ではなく、提案書類のうち本事業の仕様・要件として確定し、契約上の履行義務と整理された項目に限定されるという理解でよろしいでしょうか。また、具体的な報告項目については、今後作成する事業実施計画等において合意形成を行う予定でよろしいでしょうか。	本条文は受注者の一般的な報告義務を定めたものです。よって、前段について、そのような理解にはなりません。後段について、事業契約書及び要求水準書に基づき報告を行ってください。
32	13	第5章	第1節	第45条			貸与品等	貸与品等の定義基準（第45条）について 第45条につきまして、国の公共工事標準請負契約約款（第15条）を参考に作成されているものと拝察いたします。しかし、当該約款は「設計施工分離方式」を前提としており、本事業である「設計施工一括方式（DB方式）」との構造的な不整合が懸念されます。 1.貸与品等の定義基準と設計図書の役割の不一致 第45条第1項において、貸与品等の品名・数量等は「設計図書」に定めるところによるとしております。しかし、定義55において「設計図書」は基本設計図書、実施設計図書等の総称とされており、これらは本来「施設そのものを設計するための図書」です。貸与品は発注者（県）から受注者に提供・貸与されるものであり、その条件は「発注者が定義する業務の基準（要求水準書等）」に基づくべきと思慮しています。貸与品の管理基準を、施設設計のための「設計図書」に依存させることは、両者の役割分担を曖昧にし、契約上の参照先として適切ではないと考えます。 2.責任分界の明確化 「要求水準書」は発注者が定義する本事業の基準であり、「設計図書」は本事業の実施に伴い（基本設計から実施設計へと）内容が具体化・変更されていくものです。貸与品等の条件を「設計図書」に求めると、基本・実施設計の進捗や変更に伴い、貸与品の条件も都度変動するような解釈の余地を生じさせ、貸与品の責任分界を不安定にする懸念があります。貸与品等の条件は、定義23・24に基づく「要求水準書」等で確定させるのが合理的と考えます。	事業契約書（案）のとおりとします。
33	14	第5章	第1節	第45条	第6項		貸与品等	第45条第6項「本事業が解除された」は、「本事業契約が解除された」ではないでしょうか	「本事業契約が解除された」に修正します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
34	15	第5章	第2節	第49条			設計図書の変更	本事業はPFI方式による設計・施工・工事監理一括契約であり、設計内容の決定および品質管理等の権限と責任を受注者が一元的に担うことが前提となります。現行の第49条は、このPFI方式の基本的構造および分担と整合しない箇所があり、運用上の疑義が生じる懸念があります。 1. 第49条第1項について（PFIの基本原則との整合性）本項には発注者が設計図書の変更を要する旨と規定されています。しかし、PFI方式において発注者は「要求水準（性能要求）」を定め、具体的な設計内容の決定や変更は受注者の裁量と責任において行うのが原則であると理解しています。本項の趣旨が「要求水準を満たす範囲内での微修正」を意図しているのか、あるいは発注者が設計内容に介入しうる範囲を定めているのか、本プロジェクトにおける設計・施工一括発注の原則に照らした解釈をご教示ください。 2. 第49条第2項の誤記修正について当該項の「前条に規定する場合のほか」という箇所は、文脈上「前項に規定する場合のほか」の誤記であると料します。契約運用上の混乱を避けるため、訂正すべきと考えますが、貴県のご見解を伺います。 3. 第49条第2項の構造的課題（手続き規定の欠如） 第49条2項は、 ・「前項の場合のほか」 ・「承諾を得た場合を除き」 ・「変更できない」 という二重否定構造となっており、受注者が設計変更できる場合とできない場合の境界が極めて不明確です。反対解釈によれば「発注者の承諾があれば設計変更が可能」と読み取れますが、変更に伴う手続き（影響評価、提出書類、承認プロセス、費用補償、工期延長等）が条文中に規定されていません。設計変更が施工プロセスに与える影響は甚大であり、手続き規定が不在のままでは紛争リスクが高いと考えます。設計変更の運用ルールについて、別途細則等の規定を設ける予定があるか、または条文中に追加記載する検討があるかをご教示ください。 4. 第49条第2項の用語の適正化について（「承諾」と「承認」）設計図書の変更は発注者による内容審査を伴う重要な行為です。法的に「承諾（許可）」の用語を用いた場合、内容の妥当性に対する責任を担保しないという解釈がなされる可能性があります。本プロジェクトの性質上、変更内容の妥当性について発注者が責任を持つ「承認」とすべきと考えますが、本項における「承諾」と用いた意図と、使い分けの基準をご教示ください。 5. 第49条第3項について（第22条準用の適切性）設計図書の変更に伴う費用補償について「第22条に準ずる」とされていますが、第22条は「要求水準変更」を想定したものであり、設計変更（VE提案、施工合理化、関係機関協議、不測事項等）の多岐にわたる要因をカバーするには不十分であると考えます。特に、工期・工程への影響が考慮されておらず、責任分担が曖昧になるリスクがあります。本項の意図する適用範囲を確認するとともに、設計変更に特化した責任分担および費用・工期補償に関する規定への修正、あるいは詳細な運用の明文化をお願いします。	1 「落札者の提案の範囲を逸脱しない限度で」とあるとおりです。 2 「前項に規定する場合のほか」に修正します。 3 事業契約書（案）のとおりとします。 4 事業契約書（案）のとおりとします。 5 事業契約書（案）のとおりとします。
35	15 21	第5章	第3節 第5節	第50条 第63条			施工業務の実施 解体業務の実施	施工業務と解体業務の規定の整合性について 第50条（施工業務）と第63条（解体業務）は、その構造において極めて高い類似性がありますが、解体業務の条文中において、一部「設計図書（解体設計図書）」への準拠や参照が欠落しています。本事業は解体業務を含めた一括契約であり、解体設計図書は業務遂行上の重要な根拠文書であると認識しております。解体業務においても、設計図書の記述と契約上の義務を明確に整合させる必要があると考えます。 2. 解体業務における「設計図書」の明記について以下の各項について、施工業務の規定（第50条）と同様に、「解体設計図書」への参照を追加・訂正する必要があると考えます。 ・第63条第1項（業務実施義務）「本事業関連書類に従い」との規定がありますが、施工業務（第50条第1項）に合わせて「本事業関連書類及び解体設計図書に従い」と訂正すべきではないでしょうか。理由：本規定を現状のままですと、解体設計図書の遵守義務が契約上不明確となり、設計図書と異なる施工がなされた場合の責任分担が曖昧になる懸念があるため。 ・第63条第5項（業務手段）「本事業関連書類に従い」との規定を、「本事業関連書類及び解体設計図書に従い」と訂正すべきではないでしょうか。理由：解体工法等の手段を決定する際、解体設計図서에指定された工法や条件がある場合、これを準拠事項に含める必要があるため。 施工業務（第50条）と解体業務（第63条）の整合性を確保し、解体業務の契約上の責任範囲を明確化するため、第63条第1項および第5項に「解体設計図書」への準拠を追加する修正をご検討いただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
36	16	第5章	第3節	第52条			各種調査	第52条（各種調査）は「施工業務」に必要な調査を対象として規定されています。しかし、本事業は設計・施工一括発注であり、設計業務においても地盤調査等の各種調査が不可欠です。事業契約書案において、設計段階での各種調査の規定が見当たりません。設計業務段階において実施する各種調査（地盤調査、周辺家屋影響調査等）により、地中障害物等の発見や事業用地に関する前提条件との齟齬が判明した場合、どのような条文を根拠として発注者・受注者間の対応および費用・工期負担の協議を行うべきでしょうか。以下のいずれかの考え方をとるべきと考えますが、貴県のご見解をご教示ください。 ・案A：準用規定の明確化設計段階で実施する調査およびそれにより発見された不測の事態についても、第52条（各種調査）を準用するものと解釈してよろしいでしょうか。その場合、契約書上に「設計段階においても準用する」旨の修正または覚書等による明文化が必要と考えます。 ・案B：専用条項の新設設計段階と施工段階では、業務の内容および責任範囲が異なる可能性があるため、設計段階における調査および地中障害物等の発見時の責任分担について、別途専用の条文を設けるべきではないでしょうか。	案Aのとおりとし、第52条第7項として「本条の規定は、設計業務及び解体業務に必要な各種調査について準用する。」を追加します。
37	16	第5章	第3節	第52条	第1項		各種調査	調査報告書に対する「発注者の確認」の法的性格について伺います。この「確認」は、単なる報告の受領を指すのか、それとも調査内容の妥当性を承認し、後の責任分担に影響を与えるものなのか、その位置づけを明確にすべきと考えます。特に第5項で受注者が「一切の責任」を負う規定がある以上、発注者による「確認」が責任分担に与える影響は重要と考えますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）第11条第2項に記載のとおりです。
38	16	第5章	第3節	第52条	第3項		各種調査	「受注者及び受注者は、その対応につき協議する」とありますが、「発注者及び受注者は」の誤りと料されます。ご確認のうえ、訂正をご検討いただけますでしょうか。	「発注者及び受注者は、その対応につき協議する。」に修正します。
39	17	第5章	第3節	第52条	第4項		各種調査	地中障害物等発見時の費用補償要件に「拡大を防止するために必要と認められる措置」とありますが、この必要性の判断において、受注者の専門的見地に基づく判断を尊重しただけなのか、また、発注者が事後的に過剰と判断した場合の協議プロセスを明文化すべきではないでしょうか。発注者と協議の上とありますが、地中障害物等の発見は緊急を要する事態であり、迅速な判断が不可欠です。協議が一定期間（例：14日以内）成立しない場合、工事中断に伴う損害をどちらが負担するのか、あるいは暫定的な措置をどう決定するのか、どのような運用を想定されているのかをご教示いただけますでしょうか。	個別の事情により判断します。
40	17	第5章	第3節	第52条	第5項		各種調査	「調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、受注者は、当該部府、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、」との記載がございますがこの点において故意過失と認められる程度の不備、誤謬にしていただけではないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
41	17	第5章	第3節	第53条			新施設の施工に伴う 近隣対策	近隣対策における役割分担及び設計段階の対応について 第53条は「施工業務」の近隣対策を定めていますが、本事業はDB方式であり、設計段階における建物配置や物流計画等の検討プロセスが近隣住民に与える影響は甚大です。一般的な公共工事では発注者が基本設計段階で地元説明を行うのが通例ですが、本事業における「実施方針・要求水準」に基づく事業説明と、受注者が行う「設計・施工」に基づく個別説明の役割分担について、以下の通り確認させていただきます。本事業の実施方針や要求水準に関わる説明や、プロジェクト全体に対する住民理解の醸成については、発注者としてどのように関与されるお考えでしょうか。特に、設計段階における近隣対応について、以下の通り整理を求めます。 ・本事業の根幹（要求水準の内容等）に関する住民からの疑義や要望については、受注者が回答すべきなのか、あるいは発注者が主体となって対応すべきなのか。 ・設計段階で受注者が提案する具体的な施設配置や動線計画が原因で、新たな近隣問題が発生した場合、その対応責任は当然ながら受注者に帰属するものと理解しますが、発注者による協力（説明の同席、方針決定等）が得られる範囲をどのようにお考えでしょうか	要求水準書別添資料 1 9 に記載のとおりです。
42	17	第5章	第3節	第53条			新施設の施工に伴う 近隣対策	設計段階の近隣対策規定について第53条が「施工段階」に限定されているのは、設計段階における近隣対応を発注者が主導するという前提があるのでしょうか。もしそうであれば、設計段階で受注者の提案（詳細設計）と住民要望が衝突した場合、本条に基づき受注者が近隣対策を行う義務があるのか、それとも本条の適用外として別途協議すべきなのか、契約上の位置づけを明らかにすべきと考えますが、いかがでしょうか。	要求水準書別添資料 1 9 に記載のとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
43	17	第5章	第3節	第53条	第6項		新施設の施工に伴う近隣対策	本事業そのものに対する反対運動や発注者起因の環境悪化等、発注者が責任を負うべき事由（以下「発注者責任事由」という。）について定めた特別規定であると認識しております。同項目頭の「前項の規定にかかわらず」との文言について、対象範囲を第5項（費用負担）のみならず、第4項（工期延長の協議）を含めた規定全体に拡大すべきではないでしょうか。 発注者責任事由（第6項）が発生した場合、工期延長及び費用負担の決定において、第4項及び第5項の「協議」等の手続きを経る必要はなく、第6項が独立して適用されるという解釈でよろしいでしょうか。	前段について、「前二項の規定にかかわらず」に修正します。後段について、事業契約書（案）に記載のとおりです。
44	17	第5章	第3節	第53条	第6項		新施設の施工に伴う近隣対策	第53条第6項において、発注者が行うべき「対応」と規定されていますが、この「対応」の範囲について、事象の性質に基づき以下の通り解釈しております。本事業における適正な役割分担を明確化するため、見解を伺います。 第6項に掲げる「①住民反対運動」「②訴訟」および「③発注者が行う業務による周辺環境の悪化」について、発注者が行うべき「対応」の範囲を以下の通り理解してよろしいでしょうか。 ・①・②（反対運動・訴訟）に関する対応についてこれらは事業そのものの妥当性や適法性を問うものであり、発注者が主体となり解決すべき事案と認識しています。したがって、本件に関わる住民や第三者からの交渉、法的手続きへの応訴、およびそれに付随する広報・政治的調整等の「対応」は、発注者が専断的に行い、受注者はこれらに一切関与する義務を負わない（窓口対応や交渉の同席義務も含まない）との理解でよろしいでしょうか。 ・③（周辺環境の悪化）に関する対応についてこちらは物理的・技術的な環境改善（悪臭・騒音等の抑制）を伴う「対応」が必要と考えます。発注者が主体となり対応する中で、受注者が協力可能な範囲（現場調査への同行、技術的改善策の提案等）を定めておく必要があると考えます。本条にいう「対応」には、是正措置に必要な費用負担や、住民に対する回答責任も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 仮に住民から「反対運動」や「既存市場運営に起因する環境悪化」に関する苦情が建設現場（現場事務所等）に寄せられた場合、受注者は当該住民に対して、速やかに発注者の担当窓口を案内することで契約上の義務を完遂したとみなされますでしょうか。	①、②について、事業契約書（案）に記載のとおりです。なお、受注者も本事業を円滑に実施するために必要な協力を行ってください。 ③について、お見込みのとおりです。なお、現時点において協力すべき範囲を定めることはできませんが、受注者も本事業を円滑に実施するために必要な協力を行ってください。 また、例示のケースについては、お見込みのとおりです。
45	18	第5章	第3節	第55条			工事材料の品質及び検査等	第55条（工事材料の品質及び検査等） 本事業はDB方式（設計・施工一括発注）であり、設計図書を作成主体および工事監理体制は、従来の「設計・施工分離発注（いわゆる公共工事標準約款が想定するモデル）」と根本的に異なります。第55条は、設計・施工分離発注を前提とした標準約款の第13条を転用したものと思われしますが、本事業（PFI/DB方式）の構造及び契約上の役割分担と整合しない箇所が多く、実務上の混乱や責任の所在が曖昧になる懸念があります。以下の通り、本条の再検討を求めます。 第1項：品質基準の定義について品質の基準を「設計図書」に求めています。本事業における契約上の品質基準は「要求水準書」であるべきではないでしょうか。設計図書は受注者が作成するものであり、基準を設計図書に求めると、受注者が作成したものに對して受注者が合否判定をするという論理矛盾が生じます。基準を「要求水準書」と定義し直すべきと考えます。 第2項：検査の客観性と費用負担について「工事監理業務にあたる者」が受注者側の組織の一部である以上、ここで行われる検査は本質的に「受注者の社内検査」に過ぎません。国の約款で想定されていた「発注者の監督員による第三者的な検査」とは機能が全く異なります。 ・検査の意義：「受注者が自ら検査して自ら合格を出す」現状の条文では、発注者（県）としての品質保証が担保されていません。 ・費用負担の形骸化：また、検査費用を受注者負担と規定していますが、監理者も受注者側の組織であれば、実質的に同一組織内での経費移動となり、条文上の制約として形骸化しています。本事業において、発注者（県）は、受注者側の監理とは別に、品質を保証するための「発注者側品質監査（第三者検査等）」を実施する予定があるのでしょうか。ある場合、その権限を明確にすべきと考えます。 第3項及び第4項：権限の法的根拠について「工事監理業務にあたる者」への承諾権限や搬出命令権限を契約書に記載されていますが、監理者が受注者側の組織である以上、これらは内部的な業務命令（社内ルール）の域を出ません。発注者（県）がこれらの命令を実効性のあるものとするには、監理者に対して「発注者への報告義務」や「不合格材料に関する通知義務」を契約上明確に委譲・義務付ける必要があります。現状の契約書にはそのプロセスが欠落しており、発注者側が品質管理に関与できる余地がありません。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、工事監理者による確認は、単なる内部検査ではなく建築士法に基づく義務です。
46	18	第5章	第3節	第56条			発注者の立会い及び工事記録の整備等	第56条「発注者の立会い及び工事記録の整備等」および別紙6「モニタリング方法及び契約代金の減額方法」について、設計・施工一括発注方式である本事業の特性と整合させるため、以下の点についてご見解を求めます。 1. 第56条の規定は、設計・施工分離発注を前提とした「公共工事標準請負契約約款」第14条の構造を転用したものと拝察します。標準約款（分離発注）においては、以下の構造が前提となっています。 ・発注者＝品質管理の主体 ・監督員＝発注者の代理人 ・立会い・検査＝発注者の指揮監督権限 しかし、本事業のような設計施工一括発注（PFI方式）においては、以下の構造が本来の姿です。 ・品質管理の主体＝受注者 ・品質管理の遂行＝工事監理者（受注者側） ・発注者の関与＝「指揮監督」ではなく「性能確認（モニタリング）」 契約構造が異なるにもかかわらず、標準約款の構成がそのまま適用されているため、第56条に規定される「立会い・検査」が、あたかも発注者が直接的に品質管理の主体であるかのような読み取りを誘発する不自然な構成になっております。さらに、第62条でも「工事材料の検査」の条項があり、条文の整理が必要ではないでしょうか。さらに本契約履行に際しての混乱を避けるため、以下の通り解釈し運用することについて、ご見解はいかがでしょうか。 2. 運用の解釈についての確認事項 ①品質管理の責任主体について本契約における品質管理の責任主体は、（受注者）が行う「セルフモニタリング」および「工事監理」にあると理解します。したがって、第56条に基づく発注者の立会いは、発注者が施工を「指揮・監督」する行為ではなく、要求水準書の達成状況を「確認（検証）」するための補完的な手続きであると解釈します。 ②条項の適用優先順位について品質確保に関する確認・検証は、別紙6に定めるモニタリング手法が主たる枠組みであると理解します。したがって、第56条に基づく立会い等の事務手続きについても、別紙6および要求水準書に定める「モニタリング計画」との整合性を最優先とし、別紙6に定める手順や判断基準が第56条の規定に優先して適用されるものと解釈して差し支えないでしょうか。 ③責任の帰属について第56条に基づき発注者が立会いを行い確認した場合であっても、本事業における設計および施工の品質・性能に対する一切の責任（契約不適合責任を含む）は引き続き受注者が負うものであり、発注者の立会いや確認行為が、受注者の施工責任を軽減・免除するものではないことを確認させていただきたく存じます。	「発注者の立会い」と「セルフモニタリング」は、いずれかが優先するものではなく、独立して実施されます。責任の帰属については、事業契約書（案）第11条第2項に記載のとおりです。
47	18	第5章	第3節	第56条			発注者の立会い及び工事記録の整備等	56条において、「見本検査」とありますが、発注者が行う行為であるため、「見本確認」とすることが適切ではないでしょうか。	「見本確認」に修正します。
48	19 22	第5章	第3節 第5節	第57条 第68条			発注者による説明要求及び建設現場立会い 発注者による説明要求及び解体現場立会い	施工業務（第57条）と解体業務（第68条）の各条文について、監督プロセスの要件および対象範囲を比較したところ、一部規定の欠落や文言の不統一が見受けられます。 「施工業務」と「解体業務の工事」の表現の統一 第57条では「施工業務」と表現されているのに対し、第68条では「解体業務の工事」と表現が異なっています。契約上の「業務」の定義に基づき、第68条を「解体業務」と統一して記載すべきではないでしょうか。 立会いに関する表現の統一 第57条第3項の「施工業務に立ち会う」と、第68条第3項の「解体業務の工事に立ち会う」についても同様に、「解体業務に立ち会う」等へ文言を整理すべきと考えます。	事業契約書（案）のとおりとします。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
49	19 19 23 23 27	第5章 第5章 第5章 第5章 第7章	第3節 第3節 第5節 第5節 第5節	第58条 第59条 第69条 第70条 第89条			受注者による完成検査 発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付 受注者による完成検査 発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付 契約不適合	既存建築物の撤去および新築工事における 本事案は、市場を営業しながら、既存の市場施設を順次撤去し、その後、各エリアにおいて新築工事を行うという「段階的かつ棟別の施工サイクル」を前提としています。また、第89条第4項においても「棟ごとに引渡しを受けた日が異なる場合は、それぞれ引渡しを受けた日をいう」と明記されており、契約上も棟ごとの部分引渡しおよびその管理・責任区分の独立が想定されていると理解しております。つきましては、上記前提を踏まえ、第58条～第59条（新築）および第69条～第70条（解体）の手続き運用について、以下の通り確認をお願いいたします。 1.撤去および新築の一連のフローについて 本事案の施工プロセスは「各エリアの撤去完了検査・確認（第69条・第70条）」→「当該エリアの新築着手」→「各棟の新築完成検査・確認（第58条・第59条）」→「当該棟の引渡し」というサイクルが、エリアごと（棟ごと）に独立して完結するものと理解してよろしいでしょうか。また、この運用において、各エリアの撤去完了確認合格書の交付をもって、当該エリアにおける撤去工事の完了とみなし、直ちに次の新築工程へ移行可能であると理解してよろしいでしょうか。 2.棟ごとの引渡しと所有権移転・管理責任について 第59条第5項および第70条第4項に基づく「完成確認合格書の交付」および「引渡し」は棟ごと（エリアごと）に行われ、その都度、当該棟の所有権が発注者に転移するとともに、受注者の当該棟に関する現場管理責任は解消される（＝以後は発注者の管理下となる）と理解してよろしいでしょうか。 3.保証期間の起算点について 棟ごとに完成確認合格書が交付され、引渡しが行われた時点で、当該棟に関する第89条第4項の「契約不適合責任期間」および第89条第12項の「10年保証」が、棟ごとに個別に起算されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、棟ごとに引渡しが行われるのであれば、棟ごとに引渡しを受けた日を基準として考えます。一方で、引渡し済みの棟に隣接する未引渡しエリアにおいて引き続き工事が行われる場合、受注者は第54条（本事業用地の安全対策）に基づき、工事に起因する引渡し済み棟への影響についての安全管理義務を引き続き負います。
50	21	第5章	第4節	第62条			工事材料の検査	第62条において、『設計図書において工事監理業務にあたる者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、検査（確認を含む。）を行わなくてはならない』と規定されています。本事案における『検査』は受注者の義務、『確認』は発注者（または工事監理業務担当者）の権限・義務であると考えられていますが、本文ではこれらが一括して「行わなくてはならない」とされています。本文における『検査』の実施主体および『確認』の実施主体について、それぞれ誰を指すのかご教示ください。あわせて、『確認を含む』という表現の意図について、確認を指すのか、それとも「検査・確認がスムーズに行われるよう、立会依頼や資料準備などのサポートを万全に行う必要がある」という意味合いと解釈してよろしいでしょうか。もし、受注者が確認行為そのもの（合否判定等）の全責任を負うという意図が含まれるのであれば、その旨を明確に伺いたく存じます。	第62条は第4節に属しますが、当該節は工事監理者の業務を定めた条文です。よって、ここでの検査（確認を含む。）の実施主体は工事監理者です。
51	21	第5章	第5節	第64条			解体業務の進捗状況の確認	1.本事案はPFI方式による設計・施工・工事監理一括発注であり、設計・施工・品質管理・工事監理の権限と責任は受注者側に一元化されることが大前提となっております。PFI方式の基本的スキームにおいて、発注者は成果（要求水準）の達成状況をモニタリングする立場に限定されるべきであり、施工方法・工程・技術判断への直接的な介入は原則として行わないものと理解しております。しかしながら、事業契約書案第64条は、発注者が「随時」説明を求め、書類提出を要求し、意見・指摘を行うことを認める構造となっており、これは別紙6に定めるモニタリング制度の趣旨およびPFI方式の原則と整合せず、責任分界点が不明確になる懸念がございます。つきましては、以下の点について見解および運用基準の明確化をお願い申し上げます。 2.第64条1項（毎月1回以上の進捗説明）について本項では発注者に対し「毎月1回以上」の進捗説明・報告が義務付けられています。しかし、別紙6では「受注者のセルフモニタリング」および「書類確認」を基本とし、必要場合重点確認を行う構造となっております。定期的な進捗説明を義務付ける本項は、従来型の工事監督員制度を想起させ、結果として発注者による工程管理への実質的な介入を招く恐れがあります。本項の趣旨が、契約上の「モニタリング（確認）」に留まるものであるのか、それとも「監督（指図）」を含むものなのか、PFI方式との整合性の観点からご回答ください。 3.第64条2項（発注者による「随時」の説明要求・書類提出要求）について本項では発注者が「随時」説明や書類提出を求めることができるとされていますが、この「随時」の定義や範囲が不明確です。発注者の裁量が無制限に行使される可能性は、別紙6の「必要時の重点確認」という合理的なモニタリング体制と矛盾し、受注者の主体的な工程管理や現場運営を阻害する懸念があります。本項における「随時」の運用基準および、発注者が確認を求める際に合理性（根拠）をどのように担保されるのか、詳細をご説明ください。 4.第64条3項（最大限の協力義務）について本項では発注者に「最大限の協力」が義務付けられています。法的に極めて広範な意味を持つ「最大限の協力」という文言は、発注者からの要求がもしPFIの原則（受注者の裁量）を逸脱するものであったとしても、受注者が拒否困難となる懸念があります。受注者の自由な創意工夫および裁量を不当に制限しないための、本項における「協力義務」の範囲を明確に定義していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。 5.第64条4項（発注者の指摘・意見）について本項では発注者が指摘事項や意見を述べることができるとされています。「指摘事項」が技術的指示や是非要求に発展した場合、責任分界点が曖昧となり、受注者のリスク管理が困難になります。また、「意見」が実質的な指示として扱われるリスクも排除できません。本項における「指摘」および「意見」の性質をどのように定義されているか、また、これらが受注者の設計・施工・監理の決定権を拘束する法的効果を持つものと解釈すべきか、ご教示いただけますでしょうか。	事業契約書（案）に記載のとおりです。発注者の責務を果たすべく確認を行う必要があると考えています。
52	22	第5章	第5節	第66条			解体設計図書の変更	第66条 1本事案はPFI方式による設計・施工・工事監理一括発注であり、設計・施工・品質管理・工事監理の権限と責任は受注者側に一元化されることが大前提となっております。しかしながら、事業契約書案第66条（解体設計図書の変更）は、PFI方式の基本的スキームである「要求水準管理」と「設計・施工の主体性」を著しく損なう構造となっており、条文の文理解釈および実務運用において重大な不整合があると考えます。つきましては、以下の点について見解および運用基準の明確化、ならびに条文の修正を検討いただきたく質疑いたします。 2 第66条1項：発注者による解体設計図書変更要請の整合性 本項では発注者が解体設計図書の変更を求めることができるとされていますが、PFI方式における発注者の役割は「要求水準（性能）の定義」に限定されるべきです。解体設計（工法・手順等）の決定権は受注者にあるべきところ、発注者が介入する構造は、責任分界点の混乱を招きます。特に解体工事は地中障害物等の不測事項が多く、設計変更が頻発するため、本項の規定は紛争リスクを極めて高める懸念がございます。本項の趣旨が「要求水準の変更（性能要求）」を指すのか、「工法や手段への直接的介入」を指すのか、PFI方式との整合性の観点からご回答ください。 3 第66条2項：二重否定による条文構造の不明確性 本項は「前項の場合のほか」「承諾を得た場合を除き」「変更することはできない」という二重否定構造となっており、受注者が変更を行える要件の境界が極めて曖昧です。反対解釈によれば「発注者の承諾があれば変更可能」と読み取れますが、受注者発意による設計変更の手続き（影響評価、提出書類、費用補償、工期変更の手順等）が規定されていません。この欠落は契約履行上の重大なリスクです。手続き規定の不足をどのように補完するか、ご教示ください。 4 第66条2項：本項の「承諾」という用語について質疑いたします。「承諾」は法的には「許可」であり、内容の妥当性を審査したことはならず、結果責任を受注者に帰属させる性質を強く持ちます。しかし、解体設計の変更には、安全性や工法の適否判断といった高度な技術的審査が必要であり、本来的には「承認」行為であるべきと考えます。「承諾」という用語を用いた意図と、「承認」との使い分けの基準についてご説明ください。 5 第66条3項：本項では解体設計変更に伴う費用補償等を「第22条（要求水準変更）に準じて取扱う」としていますが、両者は概念が異なります。第22条の分類ではカバーしきれない事象（地中障害物、アスベスト対応等）が多く、工期影響の扱いも不十分です。この運用規定では責任分担が曖昧になり、紛争リスクが極めて高いと考えます。本項の適用範囲の限界をどのように認識されているかご回答ください。 6 第66条1項：地中障害物の調査、アスベスト再分析、工法の再検討、工程の全面見直し等を要する解体設計変更において、費用・工期の算定を14日以内に行うことは実務上極めて困難です。本期限定の合理性について、どのような根拠に基づいているかご説明ください。	2～5 No.34のとおりです。 6 14日という期限は、本事業契約において発注者と受注者間の通知・協議期限として統一的に用いられているものであり、事業全体の工程管理の観点から設定したものです。14日以内に全工程の算定を完了させることが困難な場合は、受注者は14日以内の報告において「追加調査の必要性及び報告期日等」を明記することで、誠実な対応が担保されると理解しており、発注者としても、このような段階的な報告対応を否定するものではありません。事業契約書（案）のとおりとしますが、実務上の柔軟な対応については協議します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	最終回答
53	23	第5章	第5節	第69条 第70条			受注者による完成検査 発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付	建築工事がエリア単位で進められるため、その先行工程である解体工事の手続き（69・70条）もエリア単位で完了確認を行う必要があります。「解体順序等にあわせて合理的な順度で検査を行う」ことが規定されており、解体業務がエリア単位で逐次完了することを前提とした規定と理解しております。しかし、第70条の「完成確認」および「合格書の交付」の手続きが、全体完了時の一括実施を想定した記述となっているため、整合が取れないものと考えます。 第70条第1項の「工事完成品」を「当該解体エリアに係る工事完成品」に、第70条第4項において「解体エリアごとの完成確認合格書を交付し、引渡しを受ける」と明確化することにより、第69条で定めた「エリアごとの検査」と、第70条の「エリアごとの引渡し」が連動し、後続する施工業務への敷地引渡しが円滑に行えるようになると考えますが、いかがでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
54	24	第5章	第5節	第72条	第2項		工事監理者の設置	第72条第2項において、解体業務の監理者に対し「建築基準法」および「建築士法」に従うこと、ならびに「工事監理」を行うことが義務付けられています。 建築士法における「工事監理」とは、建築士が設計図書通りに工事が行われているかを確認する専門的業務であり、建築物の新築・増築・改築といった「建築工事」に対して適用されるものです。解体工事は「建築」には該当せず、法的には「工事監理」の対象外です。また解体工事の現場管理に必要な専門資格は、建築士ではなく「解体工事施工技士」や「建設機械施工技士」等が一般的であり、解体業務に建築士法に基づく監理を義務付けることは、適任者の配置を著しく制限し、かつ法的適用要件を混同させるものと理解しています。第72条においてあえて「建築士法」を準用することは、以下のリスクを招く恐れがあります。また別紙1の用語の定義において、『工事監理者』は建築士法第2条第8項に規定する者と定義されています。しかし、第72条では解体業務に対して『工事監理者』の設置を求めている。この規定に従うと、解体業務に建築士法上の監理者を配置しなければならないことになるが、解体工事は建築士法上の工事監理対象外である。解体業務の安全管理および適正な工事遂行を担保するため、「工事監理者」、「建築基準法及び建築士法」という文言を削除し、解体工事の管理に適切な根拠法令（建設業法、建設リサイクル法等）へ変更、建設業法等に基づく『管理監督』が適切であると考えますが、ご見解をお伺いします。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、「施工管理」と「工事監理」は別の業務です。
55	29	第8章	第2節	第92条	第1項	第1号	受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「受注者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（受注者が要求水準書及び落札者の提案を満たしていない場合を含む）、その状態が正当な理由なく30日間以上にわたり継続したとき」と記載がございますが、通知もしくは催告頂けないでしょうか。 これは受注者側が過失無過失関係なく提案書記載事項を満たさなかった場合、第2項2号記載の地位譲渡がなされるということでしょうか。	前段について、「その是正を催告しても」を追記します。後段について、事業契約書（案）第92条に記載のとおりです。
56	30	第8章	第2節	第92条	第2項	第2号	受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等	発注者が本事業を継続することが合理的と判断した場合、受注者をして、受注者の本事業契約上の地位を発注者が認める条件で、発注者が選定した第三者へ譲渡させることができます。この場合、受注者はかかる地位の譲渡について、あらかじめ承諾したものとみなす」との記載がございますが、この発注者が認める条件とはモニタリング不適合や報告義務違反が該当しますでしょうか。それ以外に提案事項の一部未達も該当しますでしょうか。該当する場合、故意過失が認められる場合として頂けないでしょうか。	ここでいう「発注者が認める条件」とは譲渡に関する条件をいいます。モニタリング不適合や報告義務違反は該当しません。 なお、受注者の責めに帰すべき事由による解除については、事業契約書（案）第92条に記載のとおりです。
57	30	第8章	第2節	第92条	第2項	第2号	受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等	発注者が認めて第3者へ地位の譲渡がされた場合、その時点における本事業の出来高部分が存在する場合、出来高支払い請求の権利も含めて譲渡されるのでしょうか。また損害賠償責任なども地位譲渡されるのでしょうか。	民法上の原則として、契約上の地位の譲渡が行われた場合、譲渡時点における権利・義務の一切は原則として包括的に譲受人に承継されます。ただし、本条に基づく地位の譲渡は「発注者が認める条件」に服するものです。発注者としては、事業契約書（案）第92条第4項から第7項に準じた条件を原則として考えています。
58	32	第8章	第2節	第94条			法令等の変更による契約解除等	法令変更・損害賠償・解除に関する規定について 本事業は公共性の高いPFI事業であり、契約構成は「公共工事標準請負契約約款」等の国家標準に準拠し、法的な解釈の余地を極小化することが求められます。 しかし、現行案における「法令変更」から「解除・清算」に至る論理構造は、標準的な体系と乖離しており、以下の点について、疑義がございます。 契約書案では、解除を規定する第94条が、その前提となる協議（第101条）や費用負担（第102条）を引用しているにもかかわらず、これらが第8章と第10章に分断され、かつ順序が逆転しております。 本来、法令変更が生じた際、①通知・協議（101条）→②費用・損害負担の決定（102条）→③（合意不能時の）契約解除（94条）の標準的フローに従い、一連の条文として体系化されるべきです。 第94条（解除）が、第102条（費用・損害負担）から切り離されて規定されている現状では、「どのような費用が支払われるか（清算ルール）」が確定しないまま「解除」だけが先行して規定されており、契約解釈上の「論理の断絶」が生じています。この構成では、将来的な紛争時に、どの条文を適用して損害額を算出するのが不明確です。 (1) 第94条（解除）において、第102条（費用負担）の規定を引用しているにもかかわらず、これらを別の章に分離・配置した合理的な理由はございますか。 (2) 本来、第101条、第102条、第94条は一連で条文構成するものです。法的な予見可能性を確保し、紛争リスクを回避するため、「プロセス→費用負担→解除→清算」という一連の体系に整理すべきと考えますが、ご見解をお伺いします。	事業契約書（案）のとおりとします。
59	36	第11章		第104条 第105条			不可抗力による増加費用及び損害の扱い 不可抗力による第三者に対する損害の扱い	第104条、105条により不可抗力時の負担は「別紙8」に従うとされています。この別紙8の負担割合（1%ルール）は、契約の全条項（第13条等の一般的損害規定を含む）に対して、不可抗力時の費用負担に関する最上位の決定権を持つという理解でよろしいでしょうか。	第11章が適用される範囲を明確にするために、第13条第2項として「前項の規定に関わらず、受注者による本事業の実施に関し、不可抗力により一般的損害が発生した場合の取扱いは、第11章の規定に従う。」を追加します。
60	38	第12章		第108条	第4項		成果物等の著作権	第108条第4項ただし書きに基づき、受注者が自社の施工実績としてWebサイト等へ新施設の写真等を掲載したい場合、どのような手続を経て承諾を得るのが適切でしょうか。例えば、掲載する資料（写真や原稿）を発注者の担当窓口へ送付し、書面で回答をいただく等の標準的なプロセスを想定しておけばよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	40	第13章		第116条	第1項		請求、通知等の様式 その他	第116条第1項で、回答、申出が記載されておりますが、その他の条文では使用されていないため、削除をご検討いただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
62	23	別紙1		21 25 27			入札説明書 入札説明書等 基本協定書	用語の定義（「その後の変更」）に関する質問 奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）の入札検討にあたり、入札説明書等に記載されている用語の定義について、適正な認識のもとで準備を進めたく、以下の点についてご教示いただきたく存じます。用語の定義において、実施方針、入札説明書、入札説明書等、基本協定書が定義され、その中で、「その後の変更」と記載があります。本記載が指す対象範囲および変更の効力発生プロセスを明確にするため、以下の2点について確認させていただきます。 1. 「その後の変更」の起点および適用範囲について各定義文に記載された日付（例：令和8年7月10日付等）以降に行われる変更について、具体的にいつの時点まで（例：入札締切日まで、あるいは契約締結日まで等）に行われた変更が、本事業の実施条件として有効なものとして適用されるのか、その期限をご教示いただけますでしょうか。 2. 「変更」の根拠および形式について定義文中の「変更」について、具体的にどのような手続きや形式をもって、「正式な変更」として確定したものとみなされますでしょうか。	「21. 入札説明書」及び「25. 入札説明書等」について 1 入札手続におけるすべての変更をいいます。 2 県のホームページに掲載し、広く周知されたことをもって変更とします。 「27. 基本協定書」について 1 両者の合意により書面で行われるすべての変更をいいます。 2 当事者のすべてが記名押印し、有効となったことをもって変更とします。
63	7	別紙1			67		不可抗力	不可抗力の用語の定義において「その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの」とは国際情勢の変化により特定品目の輸入制限、それに伴うメーカー側の製造停止などによる本事業に必要な資材納品の遅れなどは本記載に該当すると考えてよいでしょうか。	個別の事情により判断します。
64	14	別紙5		3.	(3)	オ.	契約代金の改定手続き	「公告日時点において合理的に予見することができない特別な事情により著しいインフレーション又はデフレーションが生じ、契約代金の改定について適切な調整を行うことが困難であると請求を受けた相手方が認めた場合には、ウ. の「α：改定率」として用いる数値を変更することについて協議できるものとする」と記載がございますが、この点は、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）契約に関するガイドライン（令和8年6月16日改正）P90に記載されております「適当な物価指数の選択が難しい場合にも丁寧な検討を行うことが望ましく、著しい乖離が生じた場合においても、コスト削減の可能性やサステナブル水準の見直しについて協議を行う中で相見積りや官概算、類似事業の支出単価等を活用することが考えられる」との点もご対応頂けるとの認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	21	別紙9		第14			監査及び調査	「発注者は・・・個人情報等の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して実地の監査又は調査を行うことができる」との記載がございますが、実地監査又は調査は「講じられていない恐れがあると合理的に認められる場合」などに限定して頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。